

狛江市男女共同参画推進計画素案（案）

令和 7 年度～令和 11 年度

狛江市男女共同参画推進計画改定委員会

目次

I	総論	
1	計画の目的	2
2	計画改定の趣旨と背景	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
II	現状と課題	
1	人口構成	5
2	男女の地位の平等感	6
3	ライフ・ワーク・バランスの現状	7
4	女性の労働力率	9
5	相談状況	10
6	男女共同参画社会づくりのために重要な施策	11
7	前計画の達成状況	12
III	計画の基本的な考え方	
1	計画ビジョン	15
2	基本目標	16
3	基本目標の指標一覧	17
4	計画の体系	18
IV	計画の内容	
	基本目標1 多様なライフスタイルの実現	20
	基本目標2 子育て・介護を支える環境の整備・支援	23
	基本目標3 個人として尊重される社会の形成	27
	基本目標4 あらゆる分野における男女共同参画の推進	32
V	計画の推進	
1	庁内推進体制の充実・強化	35
2	市民等との連携・協働	35
3	国、都、他の自治体、関係機関との連携	35

I 総論

-
- 1 計画の目的
 - 2 計画改定の趣旨と背景
 - 3 計画の位置づけ
 - 4 計画の期間

1 計画の目的

本計画は、個人としてお互いの人権を尊重するとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、ともにあらゆる分野に参画し、自分らしい生き方を実践できる社会を実現することを目的として策定するものです。

本計画に基づき、男女共同参画社会の構築をさらに進めるため、施策・取組を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画改定の趣旨と背景

狛江市では、平成13年3月に狛江市女性行動計画2001「こまえ男女平等推進プラン」を策定した後、計画の趣旨等を発展的に引き継ぎながら、令和2年3月に改定した「狛江市男女共同参画推進計画～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるまちを目指して～」(以下「前計画」という。)に至るまで、男女共同参画に関する施策や事業を進めています。

前計画期間においては、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、人々の生活に重大な影響を及ぼし、社会状況や生活の在り方が大きく変化しました。オンラインの活用や在宅勤務等のテレワークの導入が進んだ一方で、雇用情勢の悪化を受け、女性の雇用者数の減少、生活不安・ストレス等の影響で配偶者等からの暴力(DV)の増加等、特に女性に深刻な影響を及ぼしました。

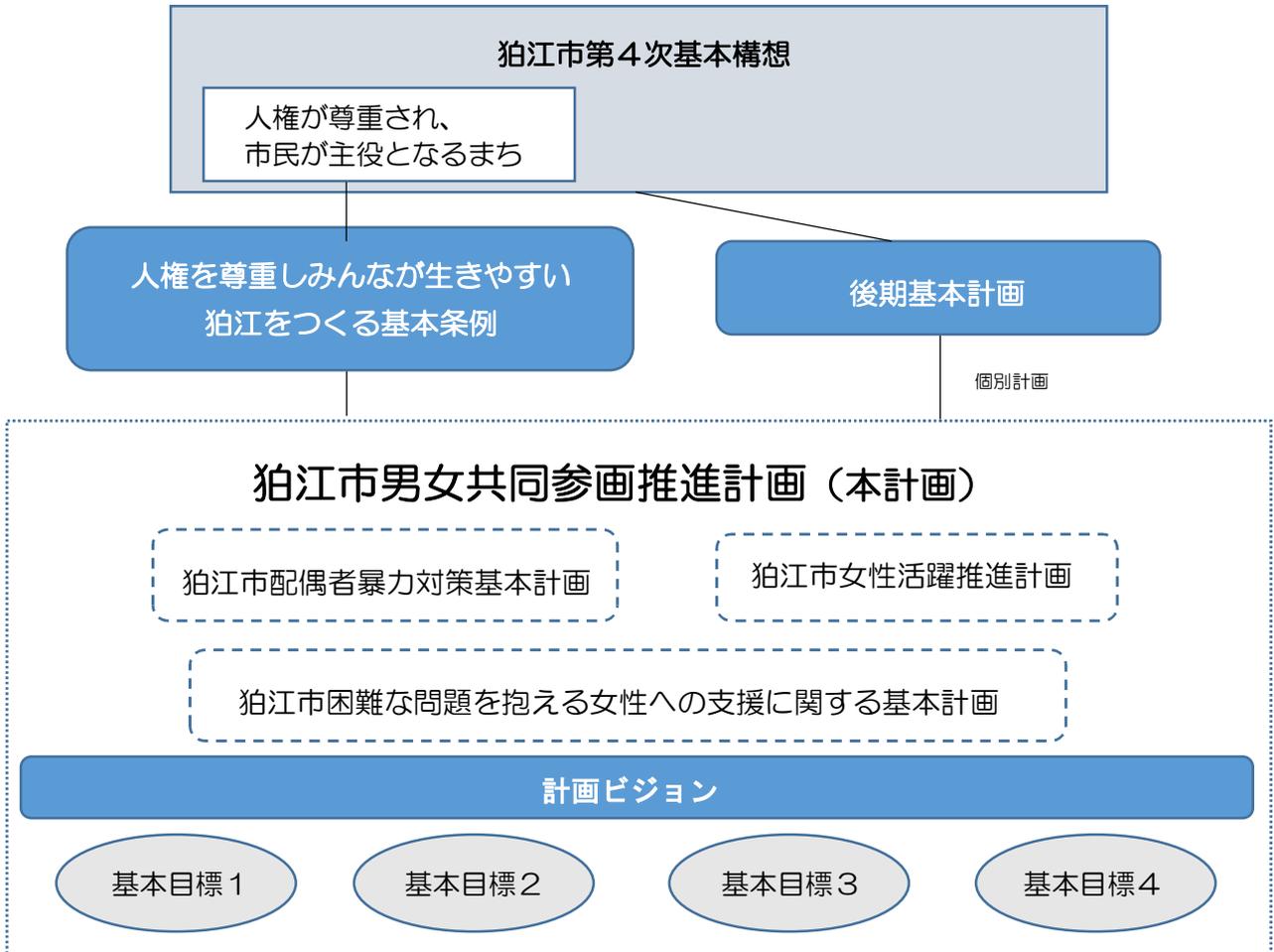
前計画の方針等を継承しつつ、社会情勢や前計画からの進捗状況、狛江市における男女共同参画を取り巻く現状や課題等を踏まえるとともに、新たな視点を加えるなど、今後の方向性をまとめた計画として改定を行ったものです。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、狛江市第4次基本構想・後期基本計画の個別計画として策定します。
- 本計画は、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の趣旨を踏まえ、男女共同参画分野に係る計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画の基本目標3(12)・(14)を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけ、「狛江市配偶者暴力対策基本計画」とします。
- 本計画の基本目標1・2・4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置づけ、「狛江市女性活躍推進計画」とします。

○本計画の基本目標3（13）・（14）を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけ、「狛江市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」とします。

◇体系図



4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5箇年計画とします。なお、社会状況の変化等により必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
第4次基本構想	令和2年度～令和11年度まで					次期構想
基本計画	後期					次期計画
男女共同参画推進計画	本計画					次期計画

Ⅱ 現状と課題

- 1 人口構成
- 2 男女の地位の平等感
- 3 ライフ・ワーク・バランスの現状
- 4 女性の労働力率
- 5 相談状況
- 6 男女共同参画社会づくりのために重要な施策
- 7 前計画の達成状況

1 人口構成

狛江市の人口は令和6年1月1日現在で、82,102人となっており、令和3年をピークに減少しています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、平成31年から令和6年の5年間に於いて、0～14歳の割合は11.7%から11.6%、15歳～64歳の割合は64.3%から64.1%にそれぞれ減少している一方、65歳以上の割合は24.0%から24.3%に増加しています。



	各年1月1日現在 (%)					
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	11.7	11.9	11.9	11.8	11.7	11.6
15～64歳	64.3	64.2	64.1	63.9	64.0	64.1
65歳以上	24.0	23.9	24.0	24.3	24.2	24.3

2 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、平成31年度市民意識調査（以下「H31調査」という。）と令和6年度市民意識調査（以下「R6調査」という。）を比較すると、以下すべての分野において平等感は上昇しています。ただし、「社会全体」では、「どちらかといえば男性が優遇されている」が67.3%を占める結果となっており、「平等になっている」は24.1%となっていることから、引き続きさまざまな分野において意識の醸成、施策の推進が必要です。

◇男女の地位の平等感（「平等になっている」と答えた人の割合）

	平成31年度		令和6年度
家庭	34.7%		44.6%
教育（学校・教育機会の場）	50.0%		69.2%
職場	19.5%		30.8%
社会活動（地域活動・PTAなど）	28.8%		46.5%
社会全体	14.5%		24.1%

資料：平成31年度／令和6年度拍江市男女共同参画に関する市民意識調査

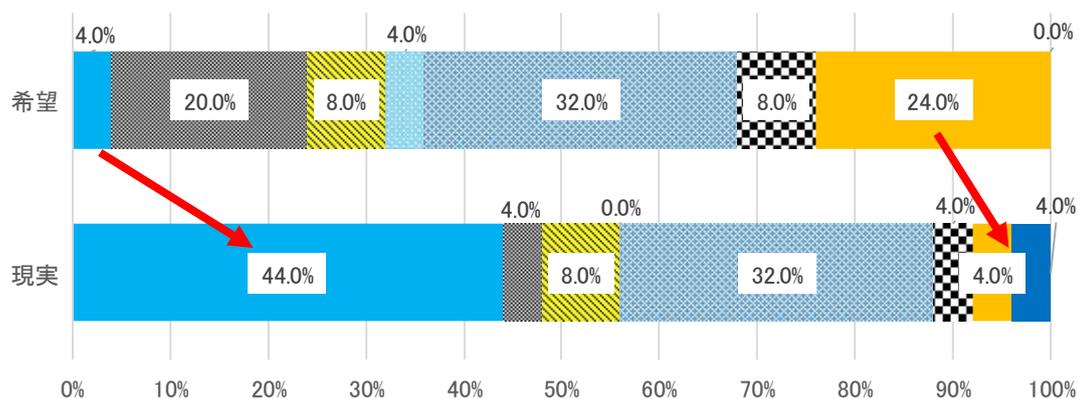
3 ライフ・ワーク・バランスの現状

どの世代においても、「仕事を優先」したいと希望している人の割合が5%未満であるのに対し、現実ではどの世代においても「仕事を優先」している人の割合が最も高いことが分かります。また、「仕事と家庭生活と個人の生活を両立」したいと希望している人の割合に対し、現実として実現できている人の割合は、特に10代・20代では、4%と低い状態になっています。

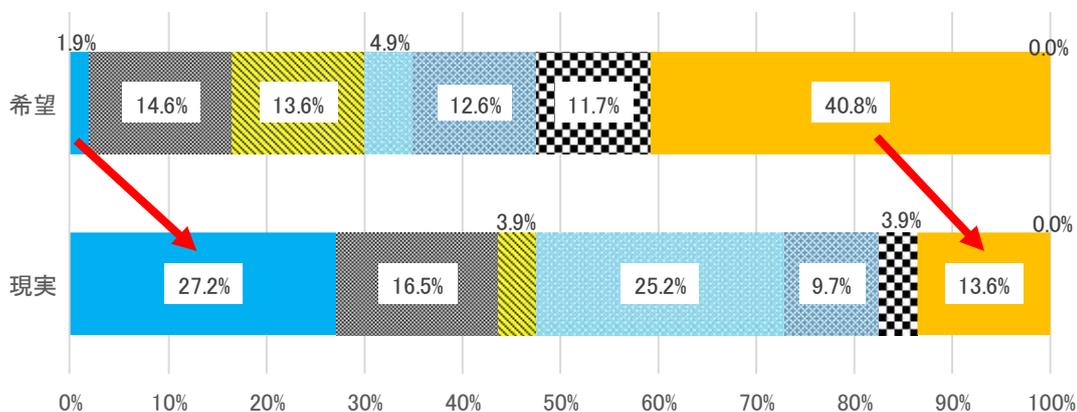
希望と現実が一致している人の割合は、H31 調査時（33.1%）より伸びていますが、約4割という結果からも、引続き自分の希望するライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組が必要であることが分かります。

◇ライフ・ワーク・バランスの状態（年代別）

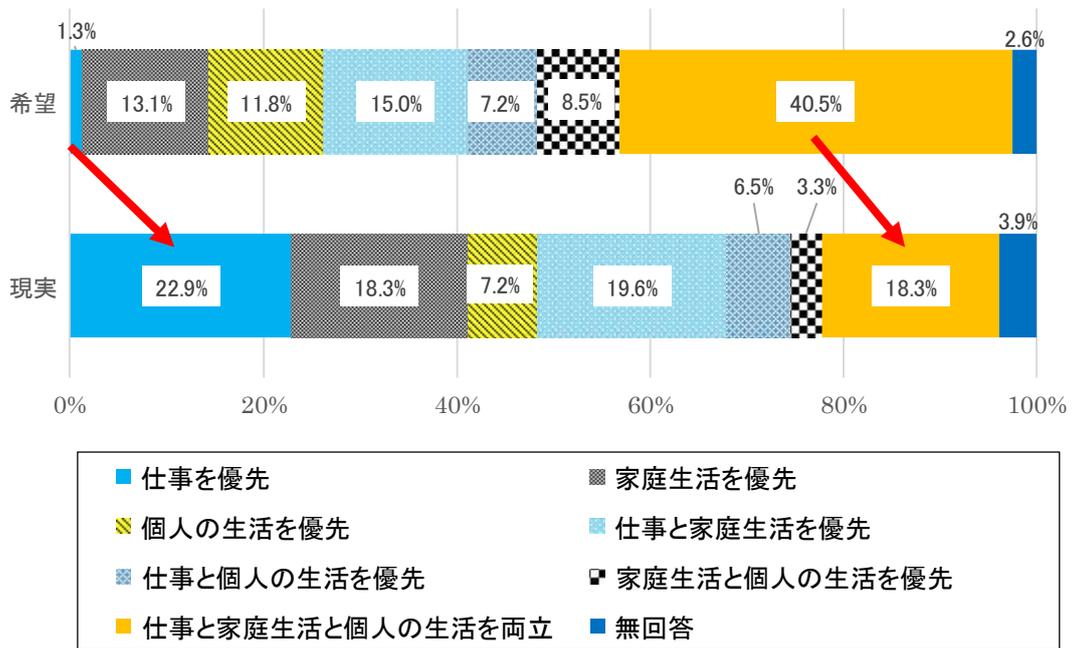
ア) 10代・20代（24人）



イ) 30代・40代（103人）

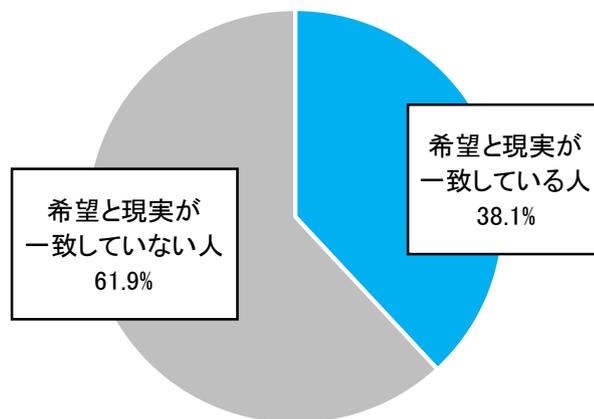


ウ) 50代・60代 (153人)



資料：令和6年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

◇ライフ・ワーク・バランスの状態：希望と現実の一致（全年代：383人）



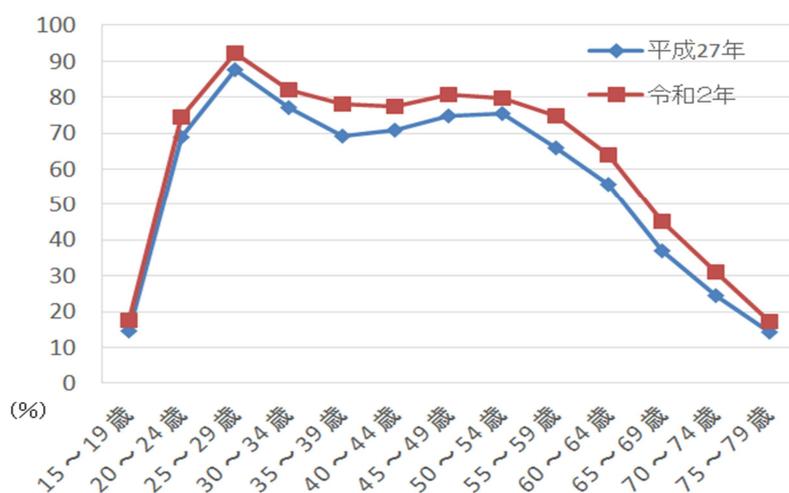
資料：令和6年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査結果をもとに算出

4 女性の労働力率

狛江市における女性の労働力率※については、平成27年国勢調査時と比較すると、全体的に上昇しており、いわゆるM字の谷部分も緩やかになっています。

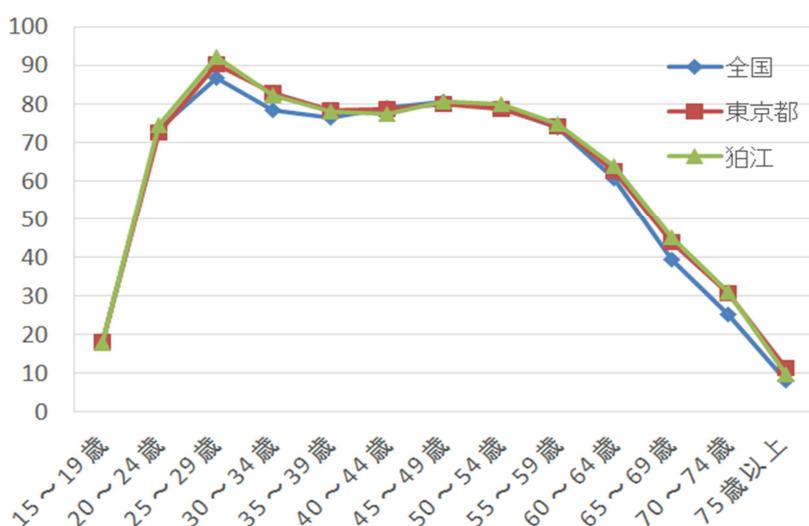
全国、東京都においても、傾向としては共通して20代後半をピークに労働力率が下がり30代後半から40代前半でいわゆるM字の谷部分が低くなっていることが分かります。狛江市においては、20代は最も高くなっている一方、30代は東京都より低く、また40代では最も低くなっています。引続き、離職を希望しない人が働き続けることのできる環境づくりが必要です。

ア) 平成27年、令和2年比較



イ) 全国、東京都、狛江市比較

資料：国勢調査（平成27年、令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

※労働力率

人口（15歳以上）に対する労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の比率を指します。

5 相談状況

狛江市では、女性を対象とした「女性のためのカウンセリング」、また、「母子・女性相談」等女性の様々な相談や悩みに対応しています。

母子・女性相談においては、女性からの主な相談内容・件数は、以下のとおりとなり、主に生活に関する相談が多くを占めています。DV 関係については、増加傾向となっており、要因としては、DV やモラル・ハラスメント等に関して社会の認識が深まっていること等が考えられます。

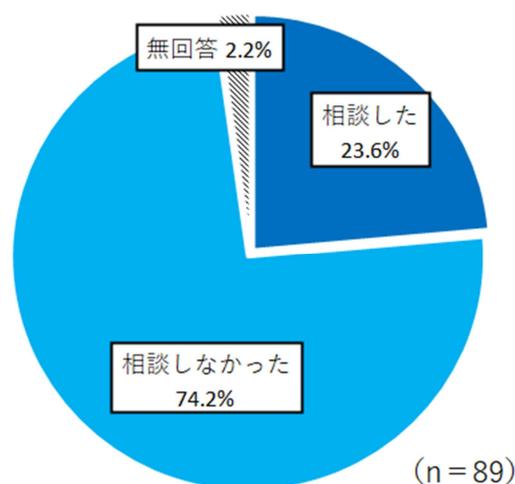
また、R6 調査では、DV を受けたことがある人のうち、「誰（どこ）にも相談しなかった」人の割合が7割以上を占めていることから、被害者支援の充実を図るとともに、DV に関する啓発や相談機関の継続的な周知等が必要です。

◇母子・女性相談における女性からの主な相談内容・件数

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
DV 関係	29	37	65
生活関係	437	577	577
児童関係	147	162	213

◇DV を受けたことがある人の相談の有無



資料：令和6年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

6 男女共同参画社会づくりのために重要な施策

市における男女共同参画社会づくりのために重要な施策について、H31 調査と R6 調査を比較すると、概ね上位の施策については前回から変わっていないことが分かります。R6 調査と同様の内容についてLINEにより調査を行った結果においても、上位の施策については共通しているものが多く、現役世代が多く回答していることから、順位に違いはありますが「男性の家事、育児、介護等への参加と意識改革」については、共通して求められていることが分かります。

◇H31 調査上位5つ

順位	男女共同参画社会づくりのために重要な施策	回答率 (%)
①	介護サービスの充実	30.2
②	子育て支援サービスの充実	28.8
③	暮らしやすい環境づくり	24.3
④	男性の家庭責任（家事、育児、介護等）への参加と意識改革	23.2
5	男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実	18.7



◇R6 調査上位5つ

順位	男女共同参画社会づくりのために重要な施策	回答率 (%)
①	介護サービスの充実	25.8
②	暮らしやすい環境づくり	23.4
②	男性の家事、育児、介護等への参加と意識改革	23.4
④	子育て支援サービスの充実	21.7
5	男女共同参画に関する学校教育の充実	19.3

◇R6 調査（LINE）上位5つ

順位	男女共同参画社会づくりのために重要な施策	回答率 (%)
1	男女共同参画に関する学校教育の充実	29.6
②	男性の家事、育児、介護等への参加と意識改革	28.7
③	子育て支援サービスの充実	25.9
④	男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実	23.1
⑤	介護サービスの充実	16.4

資料：平成31年度／令和6年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査（無作為・LINE）

7 前計画の達成状況

前計画において設定した目標値に対する達成状況は以下のとおりとなりました。

◇前計画における重点目標の指標の数値（狛江市男女共同参画に関する市民意識調査）の推移

重点目標	指標		平成31年度	令和6年度	
				実績値	目標値
基本目標1 個人として尊重される社会の形成	「社会全体で男女の地位は平等となっている」と思う人の割合		14.5%	24.1%	17.0%
	「家庭で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合		34.7%	44.6%	38.0%
	「職場で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合		19.5%	30.8%	23.0%
基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実	日常において家事をしている人の割合		女性：81.8% 男性：62.0% 男女差：19.8%	女性：81.0% 男性：73.5% 男女差：7.5%	男女差10%以内
	日常において育児をしている人の割合		女性：24.0% 男性：14.1% 男女差：9.9%	女性：23.6% 男性：16.6% 男女差：7.0%	男女差5%以内
	日常において介護・看護をしている人の割合		女性：7.8% 男性：6.5% 男女差：1.3%	女性：13.0% 男性：8.8% 男女差：4.2%	男女差1%以内
基本目標3 多様なライフスタイルの実現	仕事、家庭生活、個人の生活のバランスの状態について、希望と現実が一致している人の割合	全体	33.1%	38.1%	36.0%
		10・20代	25.0%	37.5%	30.0%
		30・40代	26.1%	34.0%	31.0%
		50・60代	35.5%	40.4%	39.0%

「個人として尊重される社会の形成」においては、指標全ての分野において「平等となっている」と思う人の割合は伸びており、目標値を達成していますが、一方で「平等となっていない」と思わない人の割合も全てにおいて半数以上いることから、継続的な取組が必要です。

「子育て・介護を支える環境の充実」においては、男性は全ての項目で「日常においてしている人」の割合は伸びており、家事、育児については、男女差は縮小しています。一方で、家事以外は目標値には至っておらず、家事、育児、介護・看護については、ライフ・ワーク・バランスの実現にも大きく影響することから、環境整備、意識醸成が引き続き必要です。

「多様なライフスタイルの実現」においては、全ての年代において伸びており、目標値を達成していますが、より多くの人の実現に繋がるよう引き続き支援等が必要です。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

- 1 計画ビジョン
- 2 基本目標
- 3 基本目標の指標一覧
- 4 計画の体系

1 計画ビジョン

本計画により目指す姿を計画ビジョンとして次のとおり設定します。

誰もがともに認め合い、 自分らしい生き方ができるまち 狛江

男女共同参画社会は、一人ひとりの人権の尊重を基盤とし、誰もが平等な機会を持つことができる社会です。性別に関わりなくお互いを認め合い、自らの意思と責任により、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

この計画ビジョンを掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切に、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

2 基本目標

計画ビジョンの実現に向け、人権の尊重が男女共同参画社会実現の基盤であること、また、自分が望むライフスタイルの実現にあたっては、ライフ・ワーク・バランスの実現に関連する子育て・介護の環境や各分野での男女共同参画の推進が重要であることから、次の基本目標を設定し、具体的な施策・取組を進めていきます。

基本目標1 多様なライフスタイルの実現

基本目標2 子育て・介護を支える環境の整備・支援

基本目標3 個人として尊重される社会の形成

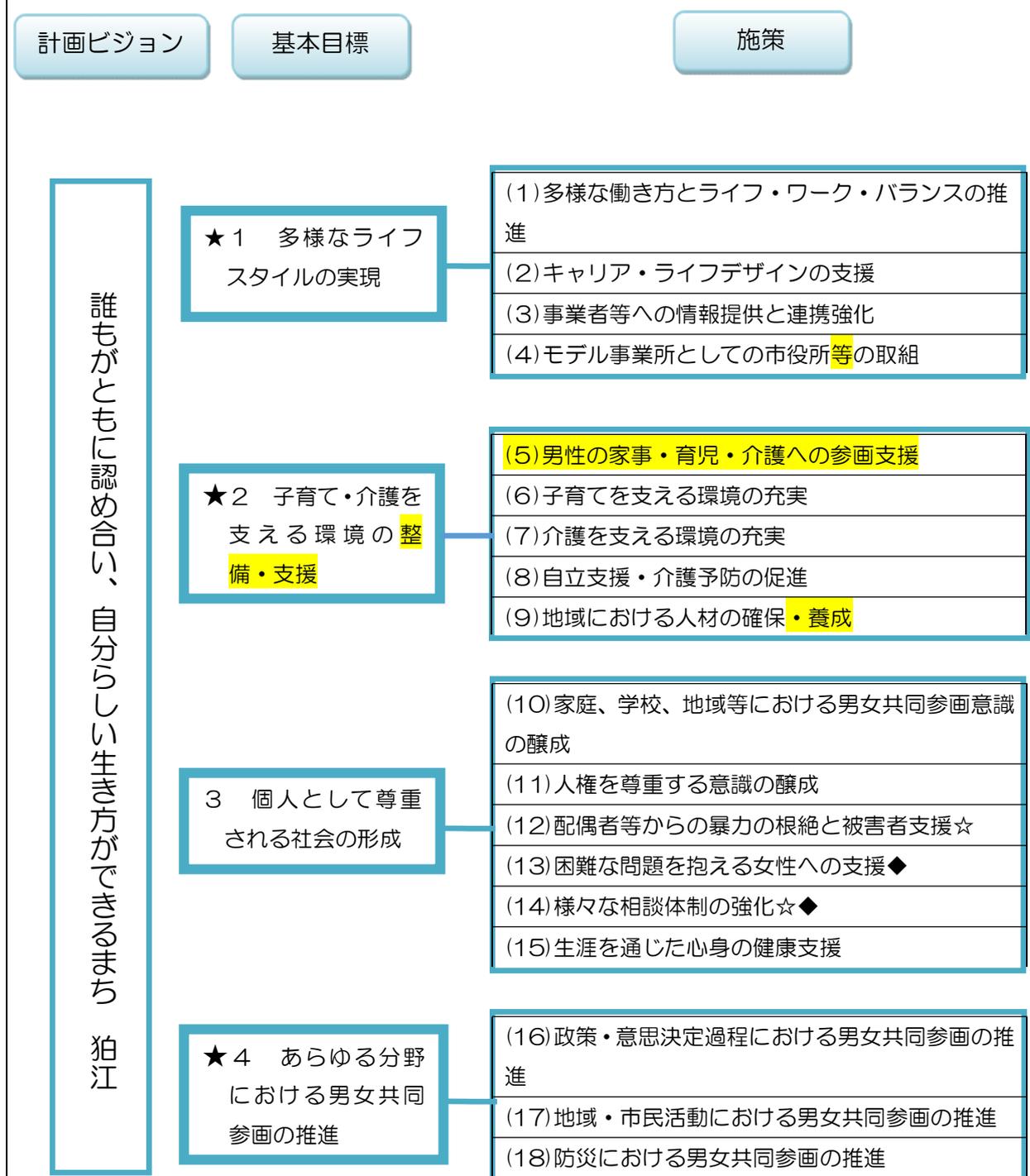
基本目標4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

3 基本目標の指標一覧

基本目標	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標1 多様なライフ スタイルの実 現	仕事、家庭生活、個人の生活の バランスの状態について、希望 と現実が一致している人の割 合	38.1%	50%以上
	年次有給休暇の職員一人当 たりの平均取得日数	14.1日★	16日
基本目標2 子育て・介護 を支える環境 の整備・支援	保育所入所待機児童数	12人★	ゼロ
	学童クラブ入所待機児童数	162人★	ゼロ
基本目標3 個人として尊 重される社会 の形成	「社会全体で男女の地位は平 等となっている」と思う人の割 合	24.1%	50%以上
	「家庭で男女の地位は平等に なっている」と思う人の割合	44.6%	50%以上
	DV被害経験者のうち相談しな かった人の割合	74.2%	ゼロ
基本目標4 あらゆる分野 における男女 共同参画の推 進	附属機関等の女性委員の割合	31.7%	40%以上
	「社会活動」で男女の地位は平 等になっていると思う人の割 合	46.5%	50%以上

※数値の根拠は、令和6年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査結果、実績値（★：令和5年
度数値）による。

4 計画の体系



- ・★は、狛江市女性活躍推進計画として位置づける。
- ・☆は、狛江市配偶者暴力対策基本計画として位置づける。
- ・◆は、狛江市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画として位置づける。

※3ページ「体系図」参照

IV 計画の内容

基本目標 1 多様なライフスタイルの実現

基本目標 2 子育て・介護を支える環境の整備・支援

基本目標 3 個人として尊重される社会の形成

基本目標 4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標1 多様なライフスタイルの実現

狛江市女性活躍推進計画

【方向性】

誰もが個性や能力を発揮し、自分らしい、多様な生き方をデザインでき、あらゆる年代において、仕事と子育て・介護・趣味等の仕事以外の生活との両立が可能な社会の実現が求められています。東京都男女平等参画推進総合計画では、まずは人生において生活を大切にすべきであるという考えに基づき、「ライフ」を先にした表記である「ライフ・ワーク・バランス」としていることから、狛江市においても同様の考えにより、生活を重視するライフ・ワーク・バランスの推進を図ります。

R6 調査では、ライフ・ワーク・バランスの実現のために必要なこととして「フレックスタイム・テレワーク等の柔軟な働き方の整備（41.2%）」がH31 調査で最も多かった「長時間労働の削減（38.2%）」を上回っています。コロナ禍が契機となりテレワーク等の導入により、時間や場所にとらわれない多様な働き方が浸透し、働き方、暮らし方に変化をもたらしましたが、感染状況がピークを抜けて以降、出勤傾向が戻りつつあることから、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、多様な働き方が定着するよう、啓発、情報提供を行います。

また、事業所が少ない狛江市において、市役所自らが事業所のモデルとなるよう、率先して多様なライフスタイルの実現に向けた働き方を推進します。

【施策】

（1）多様な働き方とライフ・ワーク・バランスの推進

市民や事業者がライフ・ワーク・バランスについて理解を深められるよう、啓発や情報提供等の支援を行うとともに、労働者の権利が確保されるよう相談体制の充実を図ります。

No.	取組	概要	担当課
1	ライフ・ワーク・バランスに関する意識啓発、情報提供	多様な働き方等ライフ・ワーク・バランスに関する情報提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課
2	仕事に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課

（2）キャリア・ライフデザインの支援

就労したい女性がやりがいを持って能力を十分に発揮し、活躍できるよう、キャリア形成に関する情報提供やテレワーク等の多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

また、子育て・介護等により離職した人のうち再就職を希望する人等に対する情報提供やスキルアップの機会提供等のチャレンジ支援を行います。

No.	取組	概要	担当課
3	多様で柔軟な働き方に関する支援	在宅勤務、サテライトオフィス等多様な働き方やその事例等に関する情報提供等	政策室 地域活性課
4	起業支援のための講座等の実施・情報提供	起業に向けた講座の実施、起業相談の情報提供・実施	地域活性課
5	職業相談、就職・再就職に関する情報提供・支援	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供、講座等の実施	地域活性課
6	キャリア形成の支援	スキルアップ講習会等の実施、情報提供	地域活性課
7	社会教育事業の充実(多様なニーズに対応した講座等の実施)	多様な市民ニーズに対応する学習機会の提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館

(3) 事業者等への情報提供と連携強化

男性の育児・介護休業の取得推進など仕事と育児・介護との両立支援や、長時間労働の削減等の普及促進を図るために、市内事業者への情報提供等を行うとともに、商工会等との連携により企業の積極的な取組を奨励します。

No.	取組	概要	担当課
8	市内事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、市内事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
9	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

(4) モデル事業所としての市役所等の取組

男女共同参画を推進していくにあたり、職員等自らが意識を向上させるとともに、市役所が市内事業所のモデルとなるよう、働きやすい職場環境の整備、ライフ・ワーク・バランスの推進等の取組を推進します。

No.	取組	概要	担当課
10	ライフ・ワーク・バランスの取組の推進	年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進、超過勤務時間の縮減等によるライフ・ワーク・バランスの取組の推進	職員課
11	柔軟な働き方の推進(新規)	職員、教職員のライフステージ等に合わせ、時差出勤、在宅勤務、リモートワーク等の普及、定着	職員課 指導室
12	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課

No.	取組	概要	担当課
13	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
14	ハラスメント防止対策の推進	狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止及び排除等の取組を推進	職員課

基本目標2 子育て・介護を支える環境の整備・支援

狛江市女性活躍推進計画

【方向性】

ライフ・ワーク・バランスの推進、多様な働き方の浸透により、子育て・介護を担う男性は増えている一方、男性の多くは仕事優先の生活となっており、家庭の役割の主な担い手は依然として女性となっています。R6調査では、市が力を入れるべき施策について、女性の回答は「男性の家事、育児、介護等への参加と意識改革（31.0%）」の割合が最も高くなっています。男性が家事、育児、介護等を担うことは、女性の負担軽減に繋がることに加え、シニア世代までの将来を見据えた自身のライフ・キャリア・デザインにあたって効果的であることから、男性の参画促進に取り組みます。

また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」に加え、家族の看護などが加わった「トリプルケア」、高齢者虐待の要因の1つとも考えられる、特に負担の大きい認知症介護も問題となっており、子育て・介護を担う人の孤立を防止するための支援等も重要です。子育て・介護を支える環境の充実、ライフ・ワーク・バランスの実現にも繋がることから、いつでも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境や介護負担の軽減に繋がる環境整備を行うとともに、地域活動や就労等自らの望むバランスを実現できる社会を目指します。

子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助をともに担えるよう地域全体での支援についても継続して取り組みます。

【施策】

(5) 男性の家事・育児・介護への参画支援

共働き世帯が増える中、家庭生活における負担をパートナー間で分かち合い、一方に偏ることなく、ともに家庭も仕事も支え合うことができるよう、男性自身のライフ・ワーク・バランスに対する認識が深まり、家事、育児等に積極的に関わることができるよう意識啓発に向けた支援を行います。

No.	取組	概要	担当課
15	男性の家事・育児・介護参画促進のための啓発、情報提供	男性向けの家事・育児・介護に関する意識啓発、知識習得のための情報提供	政策室
16	プレパパへの支援	ママパパ学級の実施、啓発冊子等の配布	子ども若者政策課 子ども家庭課
17	男性向けの子育て事業等の実施	男性を対象とした子育て講座の実施、交流の場の提供	子ども若者政策課

(6) 子育てを支える環境の充実

第3期こまえ子ども・若者応援プラン等を着実に推進し、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施します。

子育て支援をテーマとした講座等の実施や子育て中の親が地域で繋がりを持てるような場の設定、また、情報誌や子育てサイト、SNS等を活用した情報発信により、子育て支援の拡充を図ります。

No.	取組	概要	担当課
18	子育て相談の実施と関係機関との連携強化	市内施設での相談の実施 子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化	子ども若者政策課 子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課
19	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育、延長保育等の保育サービスの充実、一時保育事業、子どもショートステイ、病児・病後児保育事業の実施	子ども若者政策課 子ども発達支援課 児童育成課
20	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、こどもクラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化 公民館における子どもの居場所事業の実施	児童育成課 公民館
21	待機児対策の推進	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等における保育サービスの向上及びその他補助事業の実施	児童育成課
22	子育て支援に関する講座の実施、情報提供	子育て支援に関する講座・セミナー等の開催、子育てガイドブック・こまえ子育てねっと、こまえスマイルぴーれを通じた情報提供	子ども若者政策課 公民館
23	子育て世代の交流の場の提供・支援	母親・父親が気軽に集まり、子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等ができる場の提供・支援	子ども若者政策課 子ども発達支援課 児童育成課

(7) 介護を支える環境の充実

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）に基づき、総合的で切れ目のない生活支援システムの構築を進め、見守りを含めた、地域、全世代で介護を支え合える環境整備や介護予防サービスの充実、家族介護者への支援等により現役世代の介護負担の軽減を図ります。

No.	取組	概要	担当課
24	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課

No.	取組	概要	担当課
25	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関との連絡調整・地域ケア会議の開催	高齢障がい課
26	認知症の早期対応に関する支援	認知症の理解促進、初期相談、早期対応に繋げる仕組みの整備	高齢障がい課
27	障がい者の在宅支援サービスの実施	緊急一時保護事業、入浴サービス等の実施	高齢障がい課
28	家族介護者への支援	介護に関わる本人、家族、地域住民、専門職の情報交換・交流の場として、家族介護者の会、介護のつどい、認知症カフェ等の活動や相談支援	福祉相談課 高齢障がい課
29	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
30	高齢者・障がい者への虐待防止支援（新規）	介護疲れや介護ストレスなどを要因とした虐待の防止、家族介護者への支援	福祉相談課

（８）自立支援・介護予防の促進

地域包括支援センターをはじめ、介護支援事業者や関係機関等との連携により、高齢者が要介護・要支援状態となることなく、地域の中で元気に活躍でき、健康な生活が送れることに加え、介護負担を軽減するといった側面も踏まえた介護予防等の支援を行います。

No.	取組	概要	担当課
31	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等の活動と地域との関わりを持つ場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課 健康推進課
32	介護予防事業の実施	認知症予防や介護予防活動等の推進	高齢障がい課
33	地域支援事業の実施	通所型サービスB等市民の自主的な運動等の通い場の活動支援	高齢障がい課
34	高齢者の学習機会の提供	多様な講座等の実施	公民館

（９）地域における人材の確保・養成

子育てや介護を支える人材の確保とともに、スキルアップのための研修を充実させます。また、ボランティアや各種団体等との協働により、社会全体で支える仕組みを強化します。

No.	取組	概要	担当課
35	地域を支えるボランティア等の養成	発達サポーター育成講座、福祉カレッジ、認知症サポーター養成講座、認定ヘルパー研修等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	福祉政策課 高齢障がい課 子ども発達支援課
36	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり、活動等への支援	子ども若者政策課
37	介護等の人材養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	高齢障がい課

基本目標3 個人として尊重される社会の形成

【方向性】

全ての人々が性別等にとらわれず、制約を受けることなく自分らしく生きることができ、社会の実現のためには、家庭、学校、職場等あらゆる場所、場面において、それぞれの違いを個性として認め合い、お互いを尊重することが大切です。

R6 調査においては、家庭、教育、職場等の各分野において、H31 調査と比較し、男女の地位は「平等になっている」と思う人の割合は増えていますが、「どちらかといえば男性が優遇されている」と思う人の割合が50%以上を占めている分野も多い状況となっています。固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は幼少期から形成されてしまうことから、大人の意識改革とともに、性別により将来の可能性が制限されないよう、学校等において子どもへの男女共同参画の視点を持った教育、意識啓発等も重視します。

配偶者等からの暴力やハラスメント等は重大な人権侵害であり、認知度も高まってきていることから、相談件数は増加傾向となっています。当該行為の根絶に向けた取組を行うとともに、関係機関との連携により被害者への支援を進めます。また、さまざまな状況において、困難を抱えている人に対してのよりきめ細やかな支援を行います。

【施策】

(10) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成

未来を担う子どもたちが、自分らしく、多様な生き方ができるよう幼少期から、また、学校において、男女共同参画についての理解を深めるための教育を推進します。そして、教職員を対象とした研修等を実施し、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。

また、家庭、地域等のさまざまな場所及び場面において男女共同参画が進むよう、継続的・相乗的な意識啓発、学習機会の提供を図ります。

No.	取組	概要	担当課
38	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	男女共同参画意識醸成のための市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
39	男女共同参画に関する情報提供	情報誌の発行、広報・ホームページ・SNS等による情報提供	政策室
40	男女共同参画関連図書 の充実と利用促進	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、 図書目録の作成	図書館
41	進路指導等における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない多様な 生き方をデザインできるように指導を実施	指導室
42	教職員に対する研修の 実施	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室

(11) 人権を尊重する意識の醸成

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例に基づき、個人として尊重され、誰もが生きやすいまちづくりを総合的に推進します。また、ストーカー、ハラメント、性暴力等のあらゆる暴力に関しては、加害者、被害者、傍観者とならないようにするための意識啓発に取り組みます。

R6調査では、セクシュアル・マイノリティの人々の人権を守るために必要な施策について「正しい理解を深めるための教育（59.4%）」、「正しい理解を深めるための啓発活動（40.8%）」が上位を占めています。性の多様性が尊重されるよう正しい理解を深めるための取組を推進します。

No.	取組	概要	担当課
43	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の推進	条例に基づく相談体制の強化、人権啓発事業補助金による啓発活動への支援、人権講演会、人権啓発誌等による啓発等の実施	政策室
44	(仮称)子ども条例の普及啓発及び推進(新規)	令和7年度に制定する(仮称)子ども条例を踏まえ、その理念を実効性のあるものとするため、子どもへの理解と関心を深めていくための周知・啓発	政策室 子ども若者政策課 児童育成課 指導室
45	多様な性・生き方に関する理解促進	性的指向・性自認など性の多様性を認め、尊重するための意識啓発、情報提供	政策室
46	多様な性・生き方に関する教育の推進	多様な性の尊重など人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
47	ストーカーやハラメント等の防止と対策	ストーカーやハラメント、さまざまな虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
48	メディア・リテラシー(情報活用能力)の普及	人権尊重の視点に立ち情報を取捨選択する能力の普及	政策室

(12) 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援 狛江市配偶者暴力対策基本計画

ドメスティック・バイオレンス(DV)は重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。DVを根絶させるためには、全ての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけ等も暴力であると認識させ、暴力の根絶に向けた一層の意識啓発や情報提供が必要です。被害者支援については、関係機関と連携し、安全確保、自立支援等切れ目のない対応を行います。

また、DVは外部からは発見しづらい家庭内で行われるため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。R6調査において、DVを受けた人のうち、誰(どこ)にも相談しなかった人の割合は74.2%と7割以上となっており、その理由に

については、「相談しても無駄だと思ったから（34.8%）」、「相談するほどのことではないと思ったから（31.8%）」がH31 調査時と同様に上位を占めていることから、DVを受けた場合の相談窓口や相談先の更なる周知・徹底を図っていきます。

また、DVは主に家庭で発生することから、児童の心理的虐待に繋がる恐れや、児童虐待等が潜在しているケースもあることから、関係機関との連携を引続き図っていきます。

No.	取組	概要	担当課
49	DV防止のための広報・啓発活動	DV、デートDVの背景、実態を理解するため、さまざまな機会を通じた広報・啓発活動	政策室
50	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室
51	被害者の安全確保	一時保護施設、母子生活支援施設との連携	子ども若者政策課
52	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子ども家庭課
53	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子ども若者政策課
54	庁内、関係機関との連携強化	早期発見・早期対応に向けて、庁内及び学校、東京都女性相談支援センターや、医療機関や警察等との連携強化	政策室 子ども若者政策課

(13) 困難な問題を抱える女性への支援（新規）

狛江市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

さまざまな状況において男性よりも弱い立場にある女性の抱える問題が多様化するとともに、複合化、複雑化していることから、「困難な問題を抱える女性に関する法律」の主旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性〔(性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。))〕の意思が尊重されるよう支援に関する周知、啓発を図るとともに、関係機関との連携により支援を行います。

No.	取組	概要	担当課
55	困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知、啓発（新規）	さまざまな問題を抱える女性に対する支援に関する周知、啓発	子ども若者政策課
56	困難な問題を抱える女性への支援のための体制強化（新規）	さまざまな問題を抱える女性への支援に対応する専門相談員の体制強化	子ども若者政策課

No.	取組	概要	担当課
57	関係機関との連携強化 (新規)	東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設、医療機関や警察等との連携強化	子ども若者政策課

(14) 様々な相談体制の強化

狛江市配偶者暴力対策基本計画・狛江市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

男女共同参画を阻むさまざまな問題に対応する相談窓口を設置し、支援等のアドバイス、精神的なケアを行うとともに、各相談窓口の周知や、相談者の状況に応じた相談窓口へ適切に繋ぐ体制を整備することにより、必要な支援を行います。

No.	取組	概要	担当課
58	相談窓口の周知と体制強化	女性のためのカウンセリングやこころのカウンセリング、女性相談、人権身の上相談、こころの健康相談室等の周知・充実	秘書広報室 政策室 福祉相談課 子ども若者政策課
59	切れ目のない相談支援体制の構築（新規）	福祉のつなぐシート登録システムの活用により、一人ひとりの状況に合わせた相談体制の構築	福祉政策課
60	外国語通訳ボランティア派遣	市役所や学校等における手続きや相談、面談等の際に通訳が必要な外国人に対する外国語通訳ボランティアの派遣	政策室

(15) 生涯を通じた心身の健康支援

思春期、成人期、妊娠・出産期などの各段階において、自分の身体や性について十分に理解し、自己決定していくことが大切であり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育において進めます。

妊娠、出産等女性特有の健康上の問題や、性別等により異なる特有の病気に対する適切な保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康支援を実施します。

No.	取組	概要	担当課
61	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課 子ども家庭課
62	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
63	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課 子ども家庭課

No.	取組	概要	担当課
64	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、さまざまな方法での保健指導の実施と充実	子ども家庭課
65	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課

基本目標4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

狛江市女性活躍推進計画

【方向性】

女性の社会進出は多くの分野で進んでいますが、R6 調査では「政治の場」において「どちらかといえば男性が優遇されている」と思う人の割合は8割以上を占めています。市の審議会等における女性委員の割合については、公募市民委員では5割以上を占めていますが、全体でみると3割台を維持している状況です。また、地域の課題やニーズに対応するには、地域に住む人の様々な視点を反映させることが不可欠ですが、地域活動については、多くの女性が活躍している一方、リーダーの多くは男性が担っている状況です。行政分野、地域活動等のあらゆる分野において、性別等に関わりなく、誰もが対等な立場で参画できるよう支援するとともに、参加意向のある人が誰でも参加できるような環境づくりを進めます。

近年も、地震、台風等による大規模災害が全国各地で生じており、平常時から災害時への備えや対応が重要です。性別等により必要な配慮に違いが生じることから、防災組織等への女性の参画を推進するなど、防災分野においても男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めます。

【施策】

(16) 政策・意思決定過程における男女共同参画の推進

誰もが市政に関心を持ち、参画できるように、審議会・委員会等の市民委員の募集等の情報提供や無作為抽出方式等による市民委員の募集、参加環境の多様化を図ります。

また、政策等に多様な視点を活かすために、全ての審議会・委員会等において、その性格も考慮しながらも、性に偏りが生じない構成となるよう、委員のバランスの確保を図ります。

No.	取組	概要	担当課
66	市政への参画に関する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等による情報提供、無作為抽出方式による委員募集	政策室
67	市政への多様な参加手法の検討、推進（新規）	審議会等に現役世代、子育て世代、若者等が参加しやすい環境の整備	政策室
68	審議会、委員会等における両性の確保	性の偏りが生じない構成となるよう委員を確保し、また、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室

(17) 地域・市民活動における男女共同参画の推進

地域における市民活動等において、自分のライフスタイルに合わせて参画できるよう

に、市民活動団体やボランティア等の地域活動を支援するとともに、性別や年齢に関わらず、誰もが地域でのさまざまな活動に参加できる環境を支援するなど、地域活動の活性化を図ります。

No.	取組	概要	担当課
69	市民活動団体等への支援や参加促進	市民活動支援センターにおける活動支援や団体情報等を情報誌等に掲載することにより活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室
70	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター等での活動、町会・自治会等のコミュニティ活動への参画支援、情報提供	地域活性課
71	地域活動やボランティア等の情報提供と参加促進	情報誌の発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供による参加促進	政策室 公民館

(18) 防災における男女共同参画の推進

地震、台風等による災害時においては、避難所等でのプライバシーの確保等多様性への配慮が求められることから、災害対策の検討の場への女性の参画を進めるとともに、男女共同参画の視点による災害対策を推進します。

No.	取組	概要	担当課
72	防災会議における女性委員の参画促進	防災対策への女性の意見反映のための女性委員の参画促進	安心安全課
73	避難所運営協議会における女性の参画促進	避難所運営協議会への女性の参画を促進し、多様性に配慮した運営を検討	安心安全課
74	多様性に配慮した備蓄品等の整備	多様なニーズの違いや状況に対応するため、それぞれに配慮した備蓄品の整備	安心安全課

V 計画の推進

- 1 庁内推進体制の充実・強化
- 2 市民等との連携・協働
- 3 国、都、他の自治体、関係機関との連携

1 庁内推進体制の充実・強化

庁内推進組織である狛江市人権・男女共同参画推進本部、庁内委員会を中心に、関係部署が連携し、市の現状を的確に把握しながら、男女共同参画に関する施策・取組を着実に推進し、進行管理を行います。

2 市民等との連携・協働

市の附属機関である男女共同参画推進委員会を中心として推進するとともに、男女共同参画等に関する各種団体等との連携、協働により市民・事業者等への効果的な周知、啓発を図ります。

3 国、都、他の自治体、関係機関との連携

国や都等に働きかけるとともに、他の自治体等との連携、情報交換により、各施策に反映していきます。